

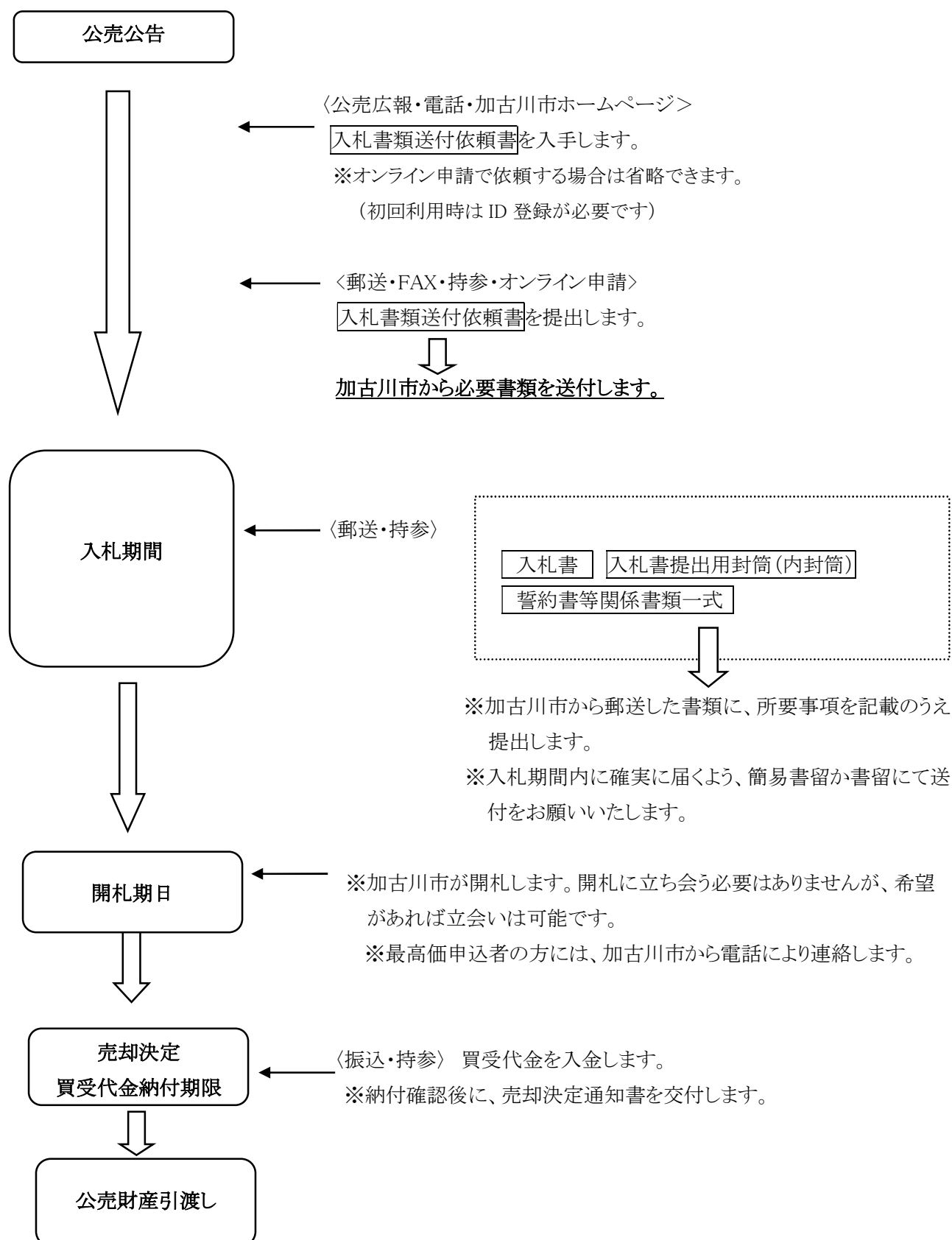
加古川市

動産公売(期間入札) の手引き

お問合せ先	加古川市税務部収税課 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 電話 079-427-9173 FAX 079-424-1372
-------	--

※実施日程及び物件明細書については、「動産公売広報(期間入札)」又は「加古川市ホームページ」を参照してください。

動産公売(期間入札)の概要



動産公売参加の手引き(期間入札)

I 一般的な注意事項

- 1 公売財産は市税等の滞納者の財産であり、市の所有財産ではありません。
- 2 公売財産は現況有姿での引渡し(郵送不可)となります。また、いかなる場合においても買受代金納付後の返金・返品・交換は受け付けられません。
- 3 公売財産は中古品扱いとなります。また、公売財産の真贋鑑定は行っておりません。
- 4 公売財産が事業用資産に該当しないため、適格請求書発行の対象外です。

II 公売参加資格

- 1 18歳以上であれば、原則、どなたでも入札することができます。
- 2 ただし、次に該当する者は公売に参加できません。
 - (1) 国税徴収法第92条に規定する者
滞納者は、換価の目的となった自己の財産を直接、間接を問わず買い受けることができません。
 - (2) 国税徴収法第108条(公売実施の適正化に関する措置)に規定する者
入札の妨害や、不当に価額を引き下げる目的をもって連合する者など、公売参加者に対する制限があります。
 - (3) 国税徴収法第99条の2各号に規定する者及び加古川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等の団体は、加古川市が実施する不動産公売について、公売財産を買い受けることはできません。入札をしようとする者は、暴力団員等でない旨の誓約書を提出する必要があります。誓約書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。
 - (4) 代理人が入札する場合には、本人の「委任状」を提出してください。

Ⅲ 入札の流れ

1 入札書類の取り寄せ

(1) 公売に参加しようとする場合、できるだけ入札期間の初日までに収税課から入札書類を取り寄せてください。

(2) 入札書類の取り寄せには、「入札書類送付依頼書」の提出が必要となります。

下記①～④のいずれかの方法で依頼してください。

①郵送

②ファクシミリ送信

③収税課窓口へ直接持参

④オンライン申請

※電話での受付は行いませんのでご注意ください。

(3) 入札書類は、依頼書を窓口持参した場合でも、後日、郵便発送します。

(4) 入札書類の郵便が遅延している場合には、お手数ですが、収税課宛にご確認いただきますよう、よろしくをお願いします。

なお、入札書類の発送開始時期は「入札書類送付依頼書」に記載しておりますのでご確認ください。

(5) 入札書類一式として次のものをお送りします。

① 入札書(2枚:1枚は予備であり、必ず1枚のみ提出してください)

② 入札書提出用封筒

③ 委任状(代理人による場合)

④ 誓約書

⑤ 入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

⑥ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

⑦ 自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

⑧ 入札書類確認書(チェックシート)

⑨ 動産公売広報・動産公売(期間入札)の手引き

2 入札

(1) 入札書の作成

- ① 入札書は、インク又はボールペンにより鮮明な字体で記載してください。入札書が判読できない場合は、無効となる場合があります。
- ② 入札価額は、アラビア数字で明確に記載し、頭部には「¥」または「金」を記載してください。
- ③ 入札書は、訂正したり、修正テープ等で抹消したりしないでください。訂正、抹消した入札書は、無効になります。書き損じたときは、予備の入札書(コピー可)に書き直してください。
- ④ 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。入札書封筒に封入する入札書は、必ず1物件、1入札のみです。入札書は予備用に2枚送付しますが、必ず1枚のみ提出してください。
- ⑤ 入札書には住民票の住所、氏名を記載してください。法人の場合は商業登記簿上の所在地・商号とともに代表者の役職及び氏名を記載してください。
- ⑥ 入札書は、入札書提出用封筒に入れて、必ず封をしてください。
- ⑦ 一度提出した入札書は入札期間内であっても、引換え、変更、取消しができません。

(2) 入札書の提出

- ① 入札書類を提出する際は、次の書類を同封してください。
 - (ア) 入札書提出用封筒 ← (入札書を入れ封をしたもの)
 - (イ) (代理人による場合)委任状
 - (ウ) 誓約書
 - (i) 入札者が法人の場合
 - ・入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項
 - ・法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)
 - (ii) 自己の計算において入札させようとする者がいる場合
 - ・自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項
 - (iii) 上記(ii)の対象が法人の場合
 - ・自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項
 - ・法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)
 - (エ) 提出書類チェック表(チェックしたうえで提出する)
- ② 複数の物件を入札される場合は、売却区分ごとに提出してください。
- ③ 上記①の書類一式を郵送、若しくは、収税課窓口へ直接お持ちいただき提出してください。
 - (ア) 郵送(書留・簡易書留)
 - 入札期間内必着です。郵送する場合は、所要の日数を見込んでください。
 - (イ) 収税課窓口へ直接持参
 - 「入札書提出用封筒」を、入札期間終了日時までに直接お持ちください。
- ④ 収税課窓口へ直接提出される場合、書類を提出する方の身分証明書等の提示を求めることがあります。

- ⑤ 入札期間を経過した場合、いかなる理由があろうとも、入札書提出用封筒を受け取ることはできませんのでご注意ください。
- ⑥ 入札者が他の者の代理を兼ねること、又は、代理人が複数人を代理することはできません。

(3) 「入札書提出用封筒受領証」等の送付

入札期間終了後、収税課から「入札書提出用封筒受領証」を郵送します。

IV 開札から公売財産の引渡しまでの流れ

1 開札

入札書は入札者の面前で開札します。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、公売事務を担当していない加古川市の職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者の決定

(1) 最高価申込者の決定

- ① 入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、最も高い価額の方を最高価申込者として決定します。
- ② 最高価額の入札者が2人以上いる場合(同額である場合)は、その入札者で追加入札を行います。追加入札の価額が、なお同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。

(2) 収税課からの連絡

最高価申込者の方には、収税課から電話により連絡します。

3 追加入札

追加入札は、期間入札の方法で行います。追加入札の実施日程は、公売広報又は公売公告を参照してください。追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。

追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は当初の入札価額に満たない価額で入札した場合は、国税徴収法第108条により公売保証金を没収し、今後2年間は公売会場への入場及び入札等を制限することがあります。

4 売却決定

(1) 売却決定

- ① 所定の日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。
- ② 売却決定通知書は、買受代金の納付後に交付します。
- ③ 売却決定時、本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード等)の提出が必要になります。

(2) 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- ① 買受代金の納付前に、滞納税等完納の事実が証明されたとき
- ② 買受代金をその納付期限までに納付しないとき

- ③ 国税徴収法第 108 条第 2 項(最高価申込者等の決定の取消)の規定が適用されたとき
- ④ 国税徴収法第 114 条(買受申込み等の取消し)の規定が適用されたとき
- ⑤ 買受人又は自己の計算において公売動産の入札させた者が暴力団員等に該当すると認められたとき

(3) 買受代金納付

- ① 買受人は、売却決定を受けた後、買受代金納付期限までに、買受代金の全額を納付してください。
- ② 現金で収税課において納付するか、加古川市指定口座へ振り込む(振込手数料は買受人負担)ことで納付することができます。
- ③ 加古川市指定口座へ振り込む場合は、買受代金納付期限までに、市が入金を確認できるように振り込んでください。

※口座振込の場合は、入金の確認に時間を要する場合があります。

(注)直接持参の方法においては、売却決定日時前に買受代金を納付することはできません。

5 公売財産の引渡し

- (1) 買受人は、買受代金を納付したときに公売財産を取得します。
- (2) 買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。
- (3) 買受代金納付後、いかなる場合においても返金・返品・交換は受け付けられません。
- (4) 買受代金の納付確認後、加古川市から買受人に公売財産を引渡します。

なお、引渡しについては加古川市役所収税課窓口での現況有姿での引渡しとなります。(郵送不可)

V その他

1 入札等又は買受けの取消し

最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、地方税法第 19 条の 7 第 1 項ただし書(不服申立があった場合の処分の制限)その他の法律の規定に基づき、入札後の手続きが停止(滞納処分の続行の停止)される場合があります。この場合、手続きが停止している間は、その最高価申込者又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができます。